

制 度 名	財団法人日本障害者スポーツ協会の特定公益増進法人化				
改 正 の 内 容	<p>財団法人日本障害者スポーツ協会を特定公益増進法人として位置付け、寄付金税制上の優遇措置を講ずる。</p> <p>( 所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、同法施行令第 217 条第 1 項第 2 号 )  ( 法人税法第 37 条第 3 項第 3 号、同法施行令第 77 条第 1 項第 2 号 )</p> <table border="1" data-bbox="979 488 1485 575"> <tr> <td data-bbox="979 488 1182 575">減税見込額 ( 平年度 )</td> <td data-bbox="1182 488 1485 575">9 百万円</td> </tr> </table>			減税見込額 ( 平年度 )	9 百万円
減税見込額 ( 平年度 )	9 百万円				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>障害者スポーツについては、障害者の福祉の増進とノーマライゼーションの理念の実現という考えのもと、障害者基本法や障害者プラン等も踏まえつつ、その推進を図ってきているが、今後は、生活をより豊かにするという視点に立った生活の中で楽しむことができるスポーツとして、また、競技するスポーツとして積極的に推進していくことが必要である。</p> <p>財団法人日本障害者スポーツ協会は、障害種別や競技種目を越えて障害者スポーツの振興を図る唯一の全国団体であり、また、法人内に日本パラリンピック委員会を設置し、パラリンピックをはじめとした国際大会への選手派遣を行うとともに、全国障害者スポーツ大会等の国内大会の開催、障害者スポーツの指導者の養成などを行っており、国としても、本法人に対する寄附金の誘導措置を講ずることにより、本法人の活動を一層推進し、障害者スポーツの更なる振興と障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>シドニーパラリンピック大会を契機に、障害者スポーツの国民の関心は一層高まっており、障害者スポーツの一層の振興を図るためには、障害種別や競技種目を越えて障害者スポーツの振興を目的とする唯一の全国団体である財団法人日本障害者スポーツ協会の活動に対して、国民が支援しやすくする仕組みを作ることが必要である。</p> <p>(3) 要望の適正性 ( 公平性・優先性等 )</p> <p>財団法人日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツの振興等の活動について、国としても財政支援を講じているところであるが、今後、さらに障害者スポーツの振興を図っていくためには、広く国民からの支援を受け入れやすくする仕組みを整備することが適当であり、このためには、本法人を特定公益増進法人として位置付け、寄附金についての税制上の優遇措置を講ずることが必要である。</p> <p>(4) 要望の効率性</p> <p>障害者スポーツに対して一層の国民の支援が得られるようにするためには、障害者スポーツに関する唯一の全国団体である財団法人日本障害者スポーツ協会を特定公益増進法人に指定することにより、寄付金税制上の措置を講じることが有効である。</p>				
政 策 の 達 成 目 標	障害者スポーツの普及及び振興による障害者のノーマライゼーションの理念の実現				
当 該 項 目 以 外 の 支 援 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者スポーツ振興事業による国庫補助</li> <li>・ 障害者スポーツ支援基金による助成</li> </ul>				
担 当 課 名	社会・援護局障害保健福祉部企画課				

財団法人日本障害者スポーツ協会の特定公益増進法人化  
に伴う減税見込み額について

財団法人日本障害者スポーツ協会に対する個人からの寄付金が、過去3年度の平均と同じだけあると仮定して、所得税の減税見込額を推計。

約0.4百万円

財団法人日本障害者スポーツ協会に対する企業からの寄付金が、過去3年度の平均と同じだけあると仮定して、法人税の減税見込額を推計。

約8.5百万円

減税見込額 +

約9百万円